

令和3年度「公共施設見学ツアー」催行応募要領

北海道開発局では、地域経済や国民の方々の生活にとって必要不可欠な公共施設の役割について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、河川やダム、道路、港湾等の公共施設の見学を旅行行程の中に取り入れたツアー（以下「公共施設見学ツアー」といいます。）を企画・催行していただける旅行会社等を募集します。

応募に当たっては、以下の要領でお申し込みください。なお、対象施設の詳細は、北海道開発局のホームページでご覧いただくことができます。

北海道開発局 ホームページURL（公共施設見学ツアー）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001f6f.html>

1 応募から催行までの流れ

<p>応募の一斉受付開始 令和3年1月15日(金)14:00～令和3年1月28日(木)17:15 必着 (提出書類は「応募要領 3(2)のとおり」)</p>	3(1) ～(3) 参照
<p>催行枠の確定 令和3年2月2日(火) ・催行希望の重複がなかった見学枠については、旅行会社等の希望どおり決定。 ・重複があった見学枠については、抽選により決定。</p>	3(4) 参照
<p>随時の受付 令和3年2月3日(水)9:00～ 空いている見学枠については、随時、申し込みを受け付けます(先着順)</p>	3(5) 参照
<p>ツアー企画・打合せ ツアー催行希望日の報告期限：ツアー催行月の前々月の20日迄 ・企画辞退があった見学枠は、随時受付の対象とします。 ・募集型企画旅行(例：パッケージツアー)の場合、ツアーの募集開始までにチラシ・パンフレット等の北海道開発局による事前確認が必要です。</p>	4 参照
<p>ツアー参加者募集開始 各社のHP上で募集する場合は、URLを事務局まで速やかにお知らせ願います。</p>	5 参照
<p>ツアー実施 催行を中止する場合は、催行日の7日前(土日、祝日の場合はその直前の平日)までに事務局にご連絡願います。</p>	
<p>アンケート調査等へのご協力</p>	

2 応募要件

令和3年度「公共施設見学ツアー」の催行枠にご応募いただくには、以下(1)から(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件のいずれかに該当していること。

旅行業法に基づく、第1種～第3種及び地域限定のいずれかの登録を有していること。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

公益社団法人 北海道観光振興機構の正会員であること(地方公共団体及び個人を除く)。

(2) 北海道開発局で定めた条件について同意していただけること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある。

役員(非常勤を含む。)及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である。

3 催行枠の応募方法について

(1) 対象施設

令和3年度「公共施設見学ツアー」の対象施設・受入期間等については、3(2)の「対象施設一覧表」のとおりです。1つのツアーで複数の施設を選択することも可能です。

なお、詳細は、北海道開発局のホームページでご覧いただくことができます。

北海道開発局 ホームページURL(公共施設見学ツアー)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001f6f.html>

(2) 提出書類

【令和3年度「公共施設見学ツアー」催行申込書兼同意書】(様式1)

添付書類

- ・【対象施設一覧表】(様式2)
- ・会社概要または団体の概要がわかる書面
(過去に公共施設見学ツアーへの参加実績がある場合は提出不要です。)

様式1・2は、北海道開発局のホームページからダウンロードが可能です。

(1)に掲げる提出書類に虚偽内容が含まれていた場合には、施設見学に関する権利は失効するものとします。

(3) 一斉受付の提出方法等

持参、郵送又はメールにより事務局までお申し込みください。

受付期間 令和3年1月15日(金)14:00～令和3年1月28日(木)17:15 必着

(2)の提出書類の到着後、事務局から申込受付を完了した旨、電話等により連絡しますので、1月29日(金)までに連絡がない場合は、事務局までご連絡ください。

【提出先及び問い合わせ先(事務局)】

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 公共施設見学ツアー担当

電話 : 011-709-2311(内線5442)

FAX : 011-746-1032

E-mail : hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

(4) 催行枠の確定について

以下の流れにより催行枠を確定し、2月2日(火)までに全応募者宛に通知し、HP上で公表します。

希望の重複がなかった見学枠

上記3(2)の提出書類を受理した後、希望の重複がなかった見学枠については、提出書類の受理をもって、催行枠として確定するものとします。

希望の重複があった見学枠

希望が重複した場合は、見学枠毎に以下の方法による抽選で催行枠を確定します。

a 催行申込書に任意の2桁の数字をご記入ください(全員)。

b 事務局で見学枠毎の基準値を設定します。

c 基準値と a で記入いただく数字の差が小さい者から1枠ずつ順に見学枠を確定します。

抽選の詳細は別途お知らせします。

(5) 随時の受付について

3(4)で催行希望がなかった見学枠については、以下のとおり、先着順による応募を受け付けます。応募される場合は、まず、事務局に直接電話でお問い合わせ下さい。

・ 受付期間 令和3年2月3日(月)9:00～

・ 応募要件及び方法

「2 応募要件」「3 催行枠の応募方法について」に準じることとし、提出期限等は個別に連絡させていただきます。

4 ツアーの企画について

(1) 催行枠の確定からツアー企画までの流れ

ツアー催行希望日の連絡

ツアー催行月の前々月20日(土・日曜日、祝日に当たる場合はその直前の平日)までにツアー催行希望日を事務局までお知らせ下さい。

見学内容等について

ツアー催行希望日が確定後、見学施設の担当者連絡先をお知らせしますので、担当者と見学内容の詳細や当日の段取りについて、打合せをお願いします。

パンフレット・募集HP等の事前確認

募集型企画旅行（例：パッケージツアー）の場合、ツアーの募集開始までにチラシ・パンフレット、HP原稿等を事前確認（「公共施設見学ツアー」該当部分）させていただきます。

(2) 施設について

各施設の見学が可能な時間帯は、原則として8時30分から17時00分までとなります。施設見学の詳細については、「対象施設一覧表」（様式2）及び北海道開発局ホームページをご覧ください。

なお、「対象施設一覧表」の「下見」欄が「 」となっている施設については、ツアー参加者の募集前に必ず見学（下見）していただきますので、ご注意ください（過去に当該施設を見学している場合はこの限りではありません）。

その他の施設についても、事前に下見していただくことが可能ですので、希望される場合は、事務局までご連絡ください。

(3) 注意事項

天候状況、災害（豪雨、豪雪、地震、津波等）、社会的情勢（新型コロナウイルス感染症による活動制限等）や、その他突発的なやむを得ない事由により、北海道開発局が施設見学を実施できないと判断した場合には見学を中止します。

また、施設見学の中止及び北海道開発局の責によらない事由により見学中に発生した事故等によって、旅行会社等及びツアー参加者に損害が生じた場合については、旅行会社等の責任でご対応いただきます。

(4) 企画の辞退について

確定した催行枠について、何らかの事情によりツアーを企画することが困難となった場合は、速やかに事務局まで企画辞退を申し出てください。

辞退により見学枠に空きが生じた場合は、ホームページに掲載し、3(5)による先着順受付の対象とします。この場合、ツアー企画までの流れ（手続き）については、柔軟に対応しますのでご相談ください。

5 ツアーの参加者募集及び実施について

(1) 募集開始の連絡

ツアーの募集を開始する際には、その時期のほか、4(1) で確認した媒体（募集パンフの最終稿、募集HPのURL等）について速やかに事務局までお知らせください。

(2) 北海道開発局ホームページへの掲載

ツアーの募集や実施状況等について、北海道開発局ホームページやSNS等により随時紹介させていただきます。

また、各社HPでツアー参加者を募集する際は、北海道開発局等のホームページから当該ツアーの募集ページへリンクを設定させていただきます。

(3) ツアーの催行決定または催行中止の連絡

催行決定または催行中止について、ツアー催行予定日の7日前（土・日曜日、祝日に当たる場合はその直前の平日）の17時までに事務局までご連絡ください。

(4) ツアー当日の注意事項

ツアーの催行に当たっては、北海道開発局との打合せ事項や、各施設ごとに定められた制限事項・注意事項等を遵守し、現地では担当職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

また、広報用としてツアーの様子を撮影させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(5) アンケートの実施について

今後の「公共施設見学ツアー」の参考とさせていただくため、旅行会社等及びツアー参加者全員を対象としたアンケート調査へのご協力をお願いします（ツアー参加者のアンケート調査は任意）。

アンケートの種類

アンケート調査票には、主催者用（様式 - 2）とツアー参加者用（様式 - 3 a：募集型旅行用、様式 - 3 b：受注型旅行用）があります。

提出期限

ツアー催行後 10 日以内を目処に事務局までお送り願います（電子メール可）。

10 旅行会社等からのご提案について

公表している対象施設以外の施設や、見学枠が設定されていない冬期（12月以降）でのツアー企画のご希望がございましたら、ご提案として検討いたしますので事務局までご相談ください。

11 問い合わせ先

各種ご相談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先（事務局）】

〒060 - 8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 公共施設見学ツアー担当

電話 : 011 - 709 - 2311 (内線 5442)

FAX : 011 - 746 - 1032

E-mail : hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

12 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、北海道開発局と旅行会社等との間で協議の上決定します。
- (2) 「公共施設見学ツアー」に関する公的な資金援助はありません。
- (3) 北海道開発局の施設見学部分については、北海道開発局が無償で対応します（北海道開発局の職員が事業や施設に関する解説を行い、施設内をご案内します）。
- (4) 旅行代金につきましては、北海道開発局の施設見学が無償であることを前提として、旅行会社等において設定してください。
- (5) 旅行会社等において運行されるバスについては、公益社団法人日本バス協会の認定を受けている優良バス会社の利用を推奨します。
- (6) 旅行商品について、北海道開発局及び開発建設部の「後援、協賛、監修」等の名義使用はできません。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者に対してはマスクの着用・一定の距離の確保・こまめな手洗いを励行する等の対策を講じるほか、業種別ガイドラインに沿ってツアーを催行して下さい。